

資格喪失後の無資格受診にご注意ください

職場や扶養者の健康保険組合等へ加入した場合、
加入日から下野市国民健康保険被保険者証は使えなくなります。

もし誤って
保険証を使ってしまったら
下野市が負担した
医療費を
返還していただきます

資格喪失後に誤って下野市国保の保険証を使って受診してしまった場合、下野市が負担した医療費を返還していただくこととなります。返還金額が高額となる場合がありますのでご注意ください。

※医療機関からの請求時期等により返還請求が遅れる場合がございます。

※下野市より「返還請求書」が届いた場合は、納付期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。

下野市に
返還請求分を
お支払い
いただいたら

返還請求分をお支払いいただいた後、受診日に加入している他の健保組合等に療養費支給申請を行うことで、返還金額分を受給できる場合があります。詳細は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください

誤って保険証を使用した場合、すぐに新しい保険証を受診した病院等の窓口で提示して、保険証が変更になったことをお伝えください。

新しい保険証を提示することで、病院等からの請求が新しく加入した健保組合等に変更される場合があります。この場合、上記のような手続きは不要となります。

【お問い合わせ先】

下野市役所 市民課 保険年金グループ ☎0285-32-8895

国民健康保険から脱退の手続きをされたお客様へ

国民健康保険の脱退手続きをした場合、脱退された方の保険税額を月割りで再計算し、翌月※に更正通知書を送付いたします。その通知が届くまでは、今までの納税通知書にて納付をお願いいたします。

◇月割りで再計算します。

年度の途中で脱退した場合 → 脱退した月の前月分までを月割りで計算

◇手続きされた翌月※に通知いたします。

(手続きされた月は、今までの通知書にて納付願います。)

月割り計算した税額 — すでに納めた税額 = プラスの場合

→ 手続きの翌月※に「変更納税通知書」を送付いたします。

月割り計算した税額 — すでに納めた税額 = マイナスの場合

→ 手続きの翌月※に「還付請求書」を送付いたします。

※・・・4・5月のお手続きでは、翌月ではなく7月に通知を送付いたします。

国民健康保険税は、社会保険のように毎月払いではなく、年度分の税額を8回(7月から翌年2月まで)の納期で振り分けて納めていただきます。税額や脱退の時期によっては、国民健康保険から脱退した月以降も税額が発生する場合があります。

◇口座振替の方は国保喪失後も口座情報はデータとして残ります。今後、ご家族が加入された場合、自動的に登録済の口座から引き落としとなります。希望されない場合は金融機関にて口座振替廃止の手続きをしてください。

【課税についての問い合わせ先】

下野市役所 税務課 市民税グループ ☎0285-32-8891